

Hoshina Music Office レンタル・販売楽譜に関する同意書

1) 「Hoshina Music Office (以下乙とします)」の楽譜は、「この同意書に同意した団体または責任者(以下甲とします)」のみ演奏が可能です。甲は、乙の楽譜の他団体への貸与及び最終演奏日以後の演奏を行わないことに合意します。なお、販売楽譜には最終演奏日の設定はありません。

2) 楽譜の無断複製(手書き、コピー等手段を問わず)や無断改変等は、私的使用のための例外を除き、著作権法によって禁じられています。甲による複製の他人への貸与、譲渡及び無断改変等が発覚した場合、乙はそれを没収し、損害額を甲に請求する権利を有します。また甲は、本同意書における私的使用のための例外とは、以下の全ての条件を満たす場合のみであることに合意します。

- Hoshina Music Officeからレンタルまたは販売される楽譜であること(※スコア閲覧は対象外)
- 複写機による紙媒体へのコピーであること(カメラによる撮影、スキャナ取り込み、写譜などは不可)
- 甲の団体に所属する演奏者が、自分が演奏するパートのコピーを1部のみ所持すること(団や個人によるコピー楽譜の一括管理は不可)
- 甲の団体の指揮者が、スコアのコピーを1部のみ所持し、演奏会後にこれを破棄すること
- レンタル・販売楽譜の原譜を所持していること(レンタル・販売楽譜をお手元にお持ちでない期間のコピー譜による演奏は不可)

スコア閲覧用にレンタルされる縮小楽譜につきましては、上記私的使用のための例外の適用外とし、私的使用の場合も含め、一切の複製(コピー、スキャン、写真撮影、写譜や記譜ソフトなどへの打ち込み等)および書き込みをしないことに合意します。

3) レンタル・販売楽譜料金には、著作権使用料は含まれておりません。甲は、演奏や録音等の際には、必ず著作者名(作曲者名)、編曲者名及び曲名を(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)へ届けることに合意します。

4) レンタル楽譜への書き込みは鉛筆のみ使用可能です。返却時には、可能な限り書き込みを消去してご返却下さい。書き込みが多く残り楽譜の読み取りに支障があるもの、切り貼りの痕跡があるもの等、他演奏団体への貸出が不可能な状態で返却された楽譜は汚損・破損扱いになります。返却は、この同意書に記入された最終演奏日より2週間以内に、スコア及びパート譜、楽譜ケース等付属品が全て汚損、破損のない状態で乙に届いた状態をレンタル完了とし、甲はこれ以外の条件で返却された楽譜に対し乙が指定する追加料金を支払うことに合意します。

5) スコア閲覧によりレンタルした楽譜は、到着から10日以内に同封の返送用封筒に入れ、ポストに投函することに合意します。また、スコア閲覧につきましては、一度のご注文で受注可能な楽曲数は3曲までとし、追加のご注文は先にレンタルしたスコア閲覧楽譜の返却が完了後に発送となります。

6) 上記の合意事項が守られなかった場合、甲はそれにより乙が受けた損失の全額をすみやかに支払うことに合意します。甲の団体が存在しない場合は、申込氏名欄に記名した責任者が支払いを完遂することに合意します。

楽譜返送先、申込書・同意書郵送先 (兵庫作業所)	Hoshina Music Office レンタル楽譜係 〒673-1325 兵庫県加東市大畑1306 TEL 0795-46-0663 / FAX 050-3000-3067 EMAIL office-j@hoshina-music.com
-----------------------------	--

上記の合意事項が守られなかった場合、甲はそれにより乙が受けた損失の全額をすみやかに支払うことに合意します。

甲の団体が存在しない場合は、下記氏名欄に記名した責任者が支払いを完遂することに合意します。

団体名(甲)

氏名(責任者名)

レンタル楽曲名(含小曲名)

最終演奏日(年/月/日)

/ /
署名

署名の上、FAX番号 050-3000-3067 にFAXするか、上記「楽譜返送先」に郵送して下さい。

(東京事務所には送らないで下さい。発送作業が大幅に遅れます)

